

浜松市LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」を活用した
情報配信システム「はままつLINEコロナ身守りシステム」
個人情報保護方針（個人情報の取扱い）

（趣旨）

第1条 浜松市（以下「市」という。）が、本サービス（LINE公式アカウント「しゃんべえ情報局」（以下「本アカウント」という。）を活用した情報配信システム「はままつLINEコロナ身守りシステム」（以下「本システム」という。）の運営と、本システムを通じた情報の取得および提供をいう。以下同じ。）において、個人情報その他の情報（以下「個人情報等」という。）の適切な取扱いおよび安全管理に取り組むにあたり、浜松市個人情報保護条例（平成4年浜松市条例第53号）その他の適用法令に基づくほか、次の方針を制定し、これを遵守し、個人情報の保護に万全を尽くします。

（用語の定義）

第2条 「個人情報」とは、浜松市個人情報保護条例第2条第3号に規定する個人情報をいいます。

（取得する個人情報等）

第3条 利用者が本システムを御利用いただくにあたり、市は以下の情報を取得することがあります。

- （1）LINE株式会社が市に対して発行した利用者識別子
- （2）利用者がLINE株式会社の提供するトークアプリサービスに登録したプロフィール情報（LINEアカウントの表示名、アイコン画像、ステータスメッセージに限ります。）
- （3）浜松市が発行した二次元コードを設置した店舗、施設またはイベント（以下「店舗等」という。）に対する来訪履歴（店舗等の名称、来訪時間を含む。ただし、二次元コードを利用者がスマートフォンで読み取った場合に限る。）
- （4）投稿されたトークの内容（テキスト、URLリンク、絵文字、スタンプ、画像、動画、音声、アンケート等）（利用者自身で送信された場合に限ります。）
- （5）位置情報（利用者自身で送信された場合に限ります。）
- （6）クッキー（Cookie）、アクセスログその他の本サービスの利用状況に関する情報
- （7）機器情報（OS、端末の個体識別情報、コンピュータ名、言語設定等）
- （8）本サービスに関連して市へお問い合わせいただいた内容

（利用目的）

第4条

- 1 市は、取得した個人情報等を以下の目的で利用します。
 - (1) 本システムの開発、改修および運用
 - (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に関する対策の実施
- 2 前項に定める利用目的を追加し、または変更した場合は、本サービスを通じて利用者へ通知し、またはその内容を公表します。

(個人情報等の第三者提供)

第5条 市は、個人情報等を、浜松市個人情報保護条例第12条第2項各号に基づく場合を除き、利用者本人の同意なく、第三者に提供することはありません。

- 2 市は、個人情報等を第三者に提供する場合において、必要があると認めるときは、当該第三者に対して個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めます。

(適切な管理)

第6条 利用者の個人情報等において、漏えい、紛失、破壊、改ざんまたは利用者の個人情報等への不正なアクセスを防止するため、個人情報等の取扱いについて、適時、適切に見直しを行い、個人情報等の安全で正確な管理のために必要な措置を講じます。

(委託先の管理)

第7条 本サービスの提供にあたり、個人情報等の取扱業務の全部または一部を利用目的の範囲内で第三者に委託する場合があります。

- 2 この場合、個人情報の適正な管理が期待できる委託先を選定したうえで、適正な取扱いを確保するための措置を契約上義務付けます。
- 3 委託先において、市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう、必要かつ適切な監督を行います。

(相談等への対応)

第8条 個人情報等の取扱いに関する利用者からの問合せ、相談、苦情等を受けた場合、適切かつ迅速に対応します。また、利用者から自己情報の開示・訂正・利用停止の請求を受けた場合、浜松市個人情報保護条例に基づき適切に対応します。

(個人情報等を取り扱う者への周知・教育)

第9条 本方針は、本サービスを運営する市およびその委託先において本アカウントの運営に携わる全従業者に配付して周知します。また、従業者各自の教育、啓発に努め、個人情報保護意識の高揚を図ります。

付 則

この方針は、令和2年6月16日から施行する。

付 則

この方針は、令和3年4月1日から施行する。